令和3年4月6日

保護者の皆様

川崎市立白幡台小学校 校長 田村 光司

## 家庭保存版

## 地震発生時の児童生徒の安全確保について(お知らせ)

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

平成23年度3月11日に発生した東日本大震災を受けて、川崎市立小学校における地震発生 時の臨時休業と児童生徒の下校措置については次の通りとなっています。

## <臨時休業>

川崎市内のいずれかの地域(宮前区とは限りません)に、<u>震度5強以上</u>の地震が発生した場合は、すべての川崎市立小学校において、発生した日の翌日を一斉に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。(登 校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりします。)

地震が発生した日が休日、休前日(たとえば金曜日)の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。また、休日明けの平日が課業日でないとき(夏季休業中や振替休日など)は、児童生徒の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童生徒の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業としたり登校時刻を変更したりする場合があります。

## <児童生徒の下校>

授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域(宮前区とは限りません)に、<u>震度5強以上</u>の地震が発生した場合は、川崎市立小学校、特別支援学校においては、すべての児童生徒を学校に留め置き、<u>保護者に直接引き渡す</u>ことが原則になります。また、川崎市立中学校、高等学校においては、保護者とあらかじめ合意した方法で下校させることになります。

本校では、こうした災害発生時に限らず、児童生徒の安全確保を最優先に教育活動に取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭・教務( ${\rm Im}\,9\,7\,7\,-\,8\,2\,2\,0$ )までご相談ください。